

EU等向けに輸出される水産物に関する水産庁による証明書の発行について

平成23年3月27日

22水漁第2328号

水産庁長官通知

最終改正

令和元年11月14日

元水漁第1030号

第1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、福島原子力発電所の事故を受けて、欧州連合（以下「EU」という。）は、令和元年11月14日より我が国からEUへ輸出される食品及び飼料について、Commission Implementing Regulation (EU) 2019/1787（以下「EU規則」という。）に従い、輸出国の管轄当局が発行する放射性物質に関する証明書又は産地証明書（以下「証明書」という。）を求めることになったところである。

本通知は、一定の条件が満たされることを条件に、EU及びEU規則に準じた規制を行う国（以下「EU等」という。）に輸出される水産物について、水産庁又は証明書の発行を行う都道府県の水産部局（以下「証明書発行機関」という。）の担当官が証明書を発行する手続について定めるものである。

第2 証明書発行の対象となる水産物

我が国からEU等に輸出する水産物（我が国で産出され、又は、我が国から発送される水産食品（直接又は加工後に食されることを意図した産品）及び飼料（動物の餌とすることを専ら目的とした産品）のうち、魚類及びその他水生無脊椎動物、それらの調製品（加工品）並びに魚の肝油及び油脂（Council Regulation (EEC) 2658/87に規定された合同関税品目分類表（以下「CNコード」という。）において、0302、0303、0304、0305、0308、1504.10、1504.20及び1604に当たるもの）とする。ただし、以下のいずれかの魚種であって、かつ、それぞれの魚種に対応する以下のCNコードに該当するものは除く。

1 ブリ (*Seriola quinqueradiata*) 及びヒラマサ (*Seriola lalandi*)

CNコード：

0302.89.90、0303.89.90、0304.49.90、0304.59.90、0304.89.90、0304.99.99、

0305.10.00、0305.20.00、0305.39.90、0305.49.80、0305.59.85、0305.69.80、

0305.72.00、0305.79.00、1504.10、1504.20、1604.19.91、1604.19.97、1604.20.90

2 カンパチ (*Seriola dumerili*)

CNコード：

0302.89.90、0303.89.90、0304.49.90、0304.59.90、0304.89.90、0304.99.99、
0305.10.00、0305.20.00、0305.39.90、0305.49.80、0305.59.85、0305.69.80、
0305.72.00、0305.79.00、1504.10、1504.20、1604.19.91、1604.19.97、1604.20.90

3 マダイ (*Pagrus major*)

CNコード：

0302.85.90、0303.89.90、0304.49.90、0304.59.90、0304.89.90、0304.99.99、
0305.10.00、0305.20.00、0305.39.90、0305.49.80、0305.59.85、0305.69.80、
0305.72.00、0305.79.00、1504.10、1504.20、1604.19.91、1604.19.97、1604.20.90

4 シマアジ (*Pseudocaranx dentex*)

CNコード：

0302.49.90、0303.89.90、0304.49.90、0304.59.90、0304.89.90、0304.99.99、
0305.10.00、0305.20.00、0305.39.90、0305.49.80、0305.59.85、0305.69.80、
0305.72.00、0305.79.00、1504.10、1504.20、1604.19.91、1604.19.97、1604.20.90

5 クロマグロ (*Thunnus orientalis*)

CNコード：

0302.35、0303.45、0304.49.90、0304.59.90、0304.89.90、0304.99.99、0305.10.00、
0305.20.00、0305.39.90、0305.49.80、0305.59.85、0305.69.80、0305.72.00、
0305.79.00、1504.10、1504.20、1604.14.41、1604.14.48、1604.20.70

6 マサバ (*Scomber japonicus*)

CNコード：

0302.44.00、0303.54.10、0304.49.90、0304.59.90、0304.89.49、0304.99.99、
0305.10.00、0305.20.00、0305.39.90、0305.49.30、0305.54.90、0305.69.80、
0305.72.00、0305.79.00、1504.10、1504.20、1604.15、1604.20.50

第3 証明書の発行要件

1 証明書発行機関は、(1)及び(2)の要件を満たす水産物について(3)の要件を満たす者により申請があったと認められるときに証明書を発行することとする。

(1) 「「水産庁による対EU輸出水産食品取扱施設の認定等取扱要領」の制定について」(平成26年9月11日付け26水漁第817号水産庁長官通知)中の別紙「水産庁による対EU輸出水産食品取扱施設の認定等取扱要領」(以下「水産庁EU向け要領」という。)

の2の(1)に定める食品及び「対EU輸出水産食品の取扱について」(平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局通知、21水漁第175号水産庁長官通知)中の別紙「対EU輸出水産食品の取扱要領」(以下「EU向け要領」という。)の2の(1)に定める食品(以下「EU向け要領に基づく水産食品」という。)については、「水産庁EU向け要領」5の(1)又は「EU向け要領」7の(1)若しくはその他の水産庁が定める要領に基づき、水産庁長官又は都道府県知事等による衛生証明書(以下「EU向け衛生証明書」という。)の発行を受けた又は発行のための申請が行われているものであること。

(2) 次のいずれかの要件を満たすものであること。

- ① 平成23年3月11日より前に採捕及び加工されたものであること。また、輸入した水産物を使用する場合は、平成23年3月11日より前に加工されたものであること。
- ② 平成23年3月11日以降、福島県以外の都道府県の沿岸海域で採捕され、かつ水揚げ及び加工されたものであること。また、平成23年3月11日以降、輸入した水産物を使用する場合は、福島県以外の都道府県で加工されたものであること。
- ③ 平成23年3月11日以降、福島県の沿岸海域で採捕されたもの並びに福島県で水揚げ又は加工されたものについては、EU規則の放射性物質の基準に適合していること。また、平成23年3月11日以降、輸入した水産物を使用する場合は、福島県で加工されたものについては、EU規則の放射性物質の基準に適合していること。

(2) ③の、食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)第33条に基づき検査機関の登録を受けた登録検査機関又は都道府県の機関(以下「検査機関」という。)に検査を依頼する場合は、事前に水産庁加工流通課と協議を行うものとする。

(3) 証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日前3年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないこと。

第4 申請手続

1 証明書の発行を申請する者は、第3の1の(2)の①に該当する水産物を輸出しようとする場合には以下の(1)から(5)まで及び(7)に掲げる書類を、第3の1の(2)の②に該当する水産物を輸出しようとする場合には(1)から(4)まで及び(7)に掲げる書類を、第3の1の(2)の③に該当する水産物を輸出しようとする場合又は発行機関が認める場合には以下の(1)から(4)まで、(6)及び(7)に掲げる書類を、証明書発行機関宛に提出する。

(1) 証明書発行申請書(別記様式1)

- (2) 必要事項を記載した証明書案（別記様式2）
- (3) 主原料の産地を確認することができる書類（生産者から輸出者までの所有権の移転に係る全ての売買に関する書類の写し）
- (4) EU向け衛生証明書の写し（証明申請中のものについてはその申請に係る書類の写し及び製造業者等の所在を公的に証明する書類（営業許可証等）の写し）
- (5) 製造年月日を確認することができる書類
- (6) 検査機関が行ったEU規則の放射性物質の基準に係る検査結果、検査方法及び検査機関の概要を確認することができる書類
- (7) (2) の必要事項を確認することができる書類（インボイス、パッキングリスト等）
- (8) 証明書の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成した委任状（別記様式3）

2 証明書発行機関は、1の内容を確認し、問題がないと認める場合は、証明書案の内容を偽造防止用紙に転記した上で、統一された文書番号を付し、担当官の署名及び捺印をしたものを証明書として発行する。ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書に関する不正の疑いがある場合には、証明書の発行を留保することとする。

第5 申請先

各証明書発行機関の連絡先（水産庁については、水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室（Tel 03-3501-1961））

附 則（平成28年1月7日付け27水漁第1408号）

この通知は、平成28年1月9日から施行する。

附 則（平成29年11月21日付け29水漁第1051号）

この通知は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（令和元年11月14日付け元水漁第1030号）

この通知は、令和元年11月14日から施行する。